

質問第一一一号

日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和八年七月二十四日

小西洋之

参議院議長 関口昌一 殿

日本国憲法における象徴天皇制の在り方等に関する質問主意書

一 憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めるところ、「日本国の象徴」及び「日本国民統合の象徴」並びに「日本国民の総意に基く」の趣旨について、政府の見解を具体的に示されたい。

二 憲法第一条は「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」と定めるところ、象徴天皇制の在り方は、憲法の国民主権、基本的人権の尊重、平和主義の基本原理の趣旨と整合することが求められるべきものであるかについて政府の見解を示されたい。

また、憲法の定める象徴天皇制が体现すべき価値とはどのようなものであると認識しているかについて、政府の見解を示されたい。

三 天皇陛下は令和八年六月の記者会見において「皇室の在り方や活動の基本は、国民の幸福を常に願ひ、国民と苦楽を共にすることだと考えており、こうした皇族数の確保の在り方についての議論においても、国民の皆さんの理解が得られるものとなることを望んでおります。」と仰られているところ、この御発言

は内閣の助言と承認に基づくものなのかについて示されたい。また、この御発言を政府としてどのように受け止められているのかについて見解を示されたい。

四 高市内閣総理大臣は令和八年四月の自由民主党の党大会で党総裁として「百二十六代にわたって、男系で皇統が継承されてきたという世界でも比類がない歴史的事実こそが、天皇の権威と正統性の源だ」と発言した。政府として、百二十六代にわたって、あるいは、二千六百年以上にわたって男系で皇統が継承されてきたことを歴史的事実と認識しているのかについて、政府の見解を示されたい。

五 自由民主党所属議員を始め、神武天皇が即位したとされる年を元年とする「皇紀」を用いた言説が散見されるが、政府としては「皇紀」を定義しているか。定義している場合はどのように定義しているかについて説明されたい。また、政府としては、歴史的事実として確認できる初代の天皇は誰であると認識しているのかについて説明されたい。

六 上皇陛下は御在位中の平成十三年の記者会見において「桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫である」と、続日本紀に記されていることに、韓国とのゆかりを感じています。」と仰られているところであるが、あくまでも一般論として質問するが、政府として、桓武天皇の生母が百済の武寧王の子孫であるとい

う事項は歴史的事実であると認識しているか、政府の歴史的な評価に係る見解を示されたい。
右質問する。